

平成 22 年度第 1 回国立大学法人静岡大学長選考会議議事録

日 時 平成 22 年 10 月 19 日 (火) 16 時 00 分～17 時 25 分

場 所 事務局大会議室

出席者 北原、石村、伊藤、杉田、佐藤、荒川、村井、東郷の各委員

陪席者 山崎事務局長、渡部総務部長

新議長選出までの間、山崎事務局長が議事進行を行うことを了承した。

議事に先立ち、山崎事務局長から、資料 1 により委員紹介があった後、事務局から、学長選考日程及び国立大学法人静岡大学長選考会議規則等について、資料 2 及び参考資料により説明があった。

I 審議事項

1 議長及び副議長の選出について

山崎事務局長から、議長及び副議長を選出願いたい旨発言があり、審議の結果、北原委員を議長に、村井委員を副議長に選出した。

2 学長選考にかかる検討課題について

議長から、前回学長選考会議からの申し送り事項について審議願いたい旨発言があり、事務局から、同申し送り事項及び学長の任期について、資料 3-1～資料 3-4 及び席上配付資料により説明があった。

審議の結果、次により対応することを承認した。

なお、以下の措置に伴い、規定改正が必要となる事項については、事務局で原案を作成願ひ、次回会議で審議することとした。

(1) 学長の任期について

①任期は 4 年とし、再任可能とする。ただし、再任された場合の任期は 2 年とし、引き続き 8 年を超えて在任することはできないものとする。

②学長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期については、8 年を超えることのないよう、他大学の事例も参考にしつつ、規定案を検討する。

③任期にかかる規定改正案については、教育研究評議会に報告する。

(意見交換で出された主な意見)

○大学改革や施策遂行を行う期間として、3 年では短いのではないか。

特に、学外から就任された場合、初年度は、大学の実状を理解することや体制づくりに時間を費やすこととなる。

○施策遂行には、基本的に 4 年は必要である。

○6 年を 1 サイクルとして捉え、4 年プラス再任 2 年が適当ではないか。再任の 2 年間は次期学長へ引き継ぐための期間としても有用である。

- 中期目標・計画の策定や当該期間とリンクすることが望ましい印象をもつが、途中退任等により必ずしもそのサイクルが維持できないことから、考慮する必然性は無いのではないか。
- 当初の任期を6年とした場合、次期学長による軌道修正が困難となってしまう懸念がある。

(2) 適任候補者意向投票管理委員会からの申し入れについて

①期日及び期間に関する事項について

意向投票管理規程第3条第1項、同第4条第1項及び第5条第4項に規定する期間には、「土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を含まない」旨、同規程に明記し、必要な改正を行う。

②適任候補者推薦調書記入要領について

記入上のルールとして、文字のポイント数(10ポイント)に加え、文字フォントを「MS明朝」とする旨、指定する。

③投票有資格者名簿の閲覧と事前投票の日程関係について

投票有資格者名簿の閲覧期間から、意向投票の事前投票開始日まで、3日間空け、同名簿に疑義があった場合に備えるものとする。

II その他

1 次回選考会議開催日程について

次回会議は、平成22年11月26日(金)に開催される経営協議会に先立ち行うものとし、開始時間は調整することとした。

以上